



情報ステーション

OKEGAWA Information Station

◀ 12月

皆様の善意
ありがとうございます

次の方から寄付をいただきました。
有効に活用させていただきます。
株式会社 第一化成製作所様

13 詳しくは☎契約管財課☎788-49

高齢者叙勲
受章おめでとうございます

次の方は、長年の功労が認められ、
受章されました。
瑞宝双光章
(元県立川口養護学校長)



増田英伍さん

00 詳しくは☎秘書広報課☎788-49

教育委員会第12回定例会の
お知らせ

とき▼12月23日(木)午後2時
ところ▼市役所4階会議室401
傍聴を希望する人は、会場へお越しください。会場の都合で人数を制限する場合は、ご了承願います。次の教育委員会は、令和4年1月27日(木)を予定しています。
65 詳しくは☎教育総務課☎788-49

第12回農業委員会総会の
お知らせ

とき▼12月24日(金)午後2時
ところ▼市役所3階会議室304
傍聴を希望する人は、会場へお越しください。会場の都合で人数を制限する場合は、ご了承願います。会場変更などの詳細は、市ホームページ、または事務局に確認してください。今回の農業委員会総会は、令和4年1月26日(水)を予定しています。
4932 詳しくは☎農業委員会事務局☎788

生涯学習ガイド(12月~3月)を
活用ください

市民の生涯学習を支援するために、学習機会の情報をまとめた「生涯学習ガイド」を作成しています。公共施設(公民館・図書館など)に配置していますので、自由にお持ちください。また、市ホームページでも閲覧できます。
4970 詳しくは☎生涯学習文化財課☎788

市職員を募集します

詳しくは☎職員課☎788-4911

採用年月日：令和4年4月1日

職種	募集人数	年齢・資格要件	申込期間
事務職【一般】	若干名	大学・短大卒→平成8年4月2日以降に生まれた人 高校卒→平成10年4月2日以降に生まれた人	※詳細は、市ホームページまたは市役所(情報コーナーおよび職員課)で配布している受験案内を参照してください。
事務職【手話通訳者】	若干名	大学・短大・高校卒→昭和61年4月2日以降に生まれた人	
技術職【土木】	若干名	資格要件があるため、受験案内を確認してください。	
技術職【建築】	若干名		

上尾、桶川、伊奈衛生組合から
お知らせ
年末年始(12月30日(木)~令和4年1月3日(月))は、休業になります。
詳しくは☎上尾、桶川、伊奈衛生組合☎728-6071

令和4年度市内小・中学校給食物資納入業者の登録申請受け付けのお知らせ

詳しくは☎学校支援課☎788-4968

市内小・中学校へ学校給食物資を納入する業者登録の申請を受け付けます。この申請に基づき、ヒアリングを行い、その後、桶川市学校給食運営委員会での承認を経て、学校給食物資納入業者として登録されます。

- 提出書類▶①学校給食物資納入業者登録申請書(学校支援課で配布または市ホームページからダウンロードできます。)
②食品衛生監視票または立ち入り検査票の写し(食品衛生法に定める営業許可を有する事業者のみ提出。)
③令和3年4月以降の腸内細菌検査結果報告書(検便)
④納税証明書(直近年度のもの)
※その3の3「法人税」および「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明または個人業者の人は個人の市県民税
⑤食品営業許可証の写し(食品衛生法に定める営業許可を有する業者のみ提出。)
⑥登記簿謄本(法人の場合で、新規に申請する事業者のみ提出。)

申込み▶12月15日(水)必着で、学校支援課へ。

ウォームビズ・節電による温室
効果ガス排出抑制にご協力をお
願いします

市では、12月1日(水)~令和4年3月31日(木)の期間で、ウォームビズに取り組みます。また、年間を通じて節電対策に取り組んでいます。地球温暖化対策のため、事業所や家庭のウォームビズ・節電が、温室効果ガスの排出抑制につながりますので、ご協力をお願いします。

1. 庁舎および市公共施設
- ・エアコン↓暖房は室温が、20℃となるよう設定温度を調節します。
- ・服装↓重ね着やひざ掛けなどをして、温かい服装で勤務します。
- ・照明設備↓①昼休み時間中は、窓口業務を除き、消灯します。
- ②勤務時間後は、職員が退庁する際、執務場所の照明を消灯します。
2. ウォームビズの取り組みの例
- ・使用しない部屋の暖房は切る。
- ・エアコンのフィルター清掃をこまめに行う。
- ・こたつ・電気カーペットは、機器本体と床の間に敷物をし、布団を重ねて使用する。
- ・温水洗浄便座(暖房便座)は、節電モードにする。

詳しくは☎環境課☎788-4925

報告 vol.82

市長元気通信



去る10月9日(土)、「桶川フードパントリーかこの森」を訪問しました。「桶川フードパントリーかこの森」は、桶川市在住の保護者が障害者手帳を持っている世帯やひとり親家庭等の支援を行うため、2か月に1回程度開催されています。利用にあたっては予約制となっており、配布する食材は寄贈品を基本としているため、その時々で内容が異なりますが、常温で保存可能なレトルト食品や野菜、調味料、缶詰、お米など多種多様なものがあります。

支援が必要な世帯は、地域とつながりにくいという現状がある中で、フードパントリーを利用することで地域とのつながりが生まれ、家庭の困りごとを解決するための窓口的な役割を担うことが期待されています。



主催者である和泉泰弘さんは、「市内に3か所ある子ども食堂との連携などをはじめ、支援活動の内容を更に拡充しながら、子どもや困っている家庭を様々な角度から支援していきたい。」と今後の抱負を熱く語っておられました。そうした人情味溢れる和泉さんの姿に、大変頭の下がる思いでした。

行政としても、未来を担う子どもたちの健やかな成長のために、こうした素晴らしい取り組みへのお手伝いをしていきたいと強く感じた一日でした。



※フードパントリー
生活困窮者やひとり親家庭など、何らかの理由で十分な食事をとることが出来ない人々に食品を無料提供する支援活動のこと。「パントリー」は貯蔵庫を意味する英語。

桶川市長 小野克典

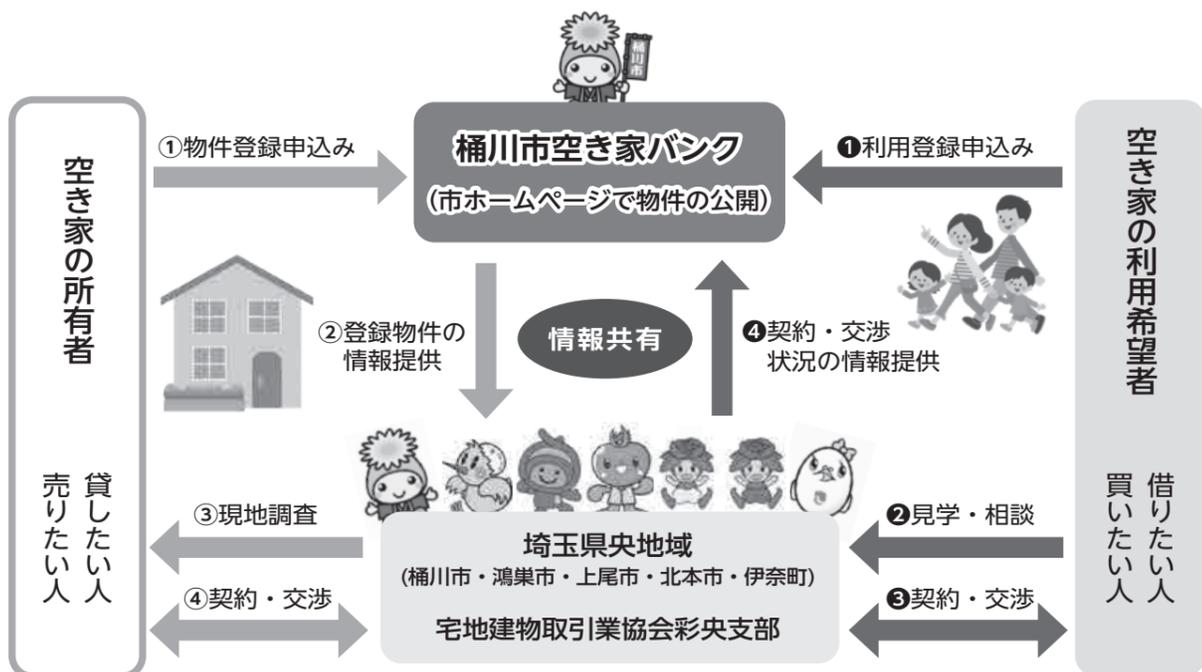


空き家バンクのご案内

～その空き家を必要としている人がいるかもしれません～

詳しくは☎安心安全課☎788-4927

市では、市内にある空き家の有効活用を通して、移住および定住促進による地域の活性化を図るため、「桶川市空き家バンク」を開設しています。市内に「空き家を所有している人」や「空き家を利用したい人」は、ぜひ、桶川市空き家バンクを活用してください。



空き家の所有者はまずは無料相談を！

市内に空き家を所有し、今後どのように活用すればよいか悩んでいる人のために、不動産のプロである宅地建物取引業者に無料で相談できる制度があります。活用相談は、安心安全課へ申し込みください。

空き家の所有者 (売りたい人・貸したい人)

市内に所有する空き家を「桶川市空き家バンク」に登録しましょう。物件登録は、安心安全課へ申し込みください。申し込み後、物件の調査を行い、登録が完了すると市ホームページで紹介されます。物件を登録した後でも、登録内容の変更や登録物件の抹消は可能です。

空き家の利用希望者 (買いたい人・借りたい人)

「桶川市空き家バンク」に登録された物件の購入などを希望する人は、利用登録を安心安全課へ申し込みください。利用登録の申し込みは、桶川市と併せて、県央地域の希望する市町 (鴻巣市、上尾市、北本市、伊奈町) にもできます。桶川市以外の市町に利用登録をすると、希望した市町の空き家バンクに登録された物件の交渉申し込みも可能となります。

※桶川市空き家バンクの詳細は、市ホームページを確認してください。

※申請用紙は、安心安全課窓口に設置しています (市ホームページからもダウンロードできます)。

注意！

交通死亡事故が発生！

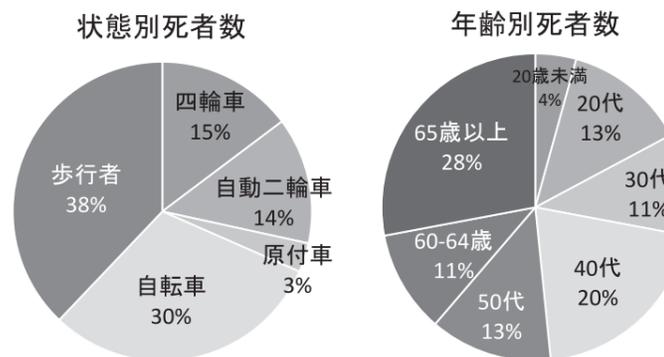


詳しくは☎安心安全課☎788-4927

市内では、令和3年7月から10月の間に3件の死亡事故が発生し、尊い市民の命が失われています。

今一度、一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故を防止するための行動をお願いします。

グラフで見る！埼玉県内死亡事故の現状



今年県内で亡くなった人の半数以上が、**歩行者もしくは自転車に乗車中**でした。
年齢別でみると、**65歳以上の人が約3割と最も多く、次いで40代の人**が2割となっており、この2つの年齢層だけで全体の約半数を占めています。

(令和3年1月1日～10月19日集計時点)

ドライバーの皆さん

横断歩道は歩行者優先！

横断中の歩行者や横断しようとしている歩行者がいるときは、横断歩行者の通行を妨げてはいけません。



交差点での安全確認を確実に

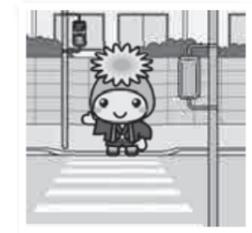


交差点では、右折先の横断歩道、左折時の巻き込み防止の確認を徹底しましょう。

歩行者・自転車の皆さん

道路横断時は、「意思表示」と「安全確認」

道路を横断する前に、手を挙げるなど、横断意思の表示をドライバーに伝えましょう。横断を始める際は、常に左右の安全を確認しましょう。



にっこり会釈でありがとう



横断する人もドライバーも気持ち良く。感謝の気持ちを伝えましょう。



介護保険の「障害者控除対象者認定書」の発行ができます

詳しくは☎高齢介護課☎788-4939

介護保険の要介護認定（要介護1～5）を受けた65歳以上の人（注※）は、「障害者控除対象者認定書」により、所得税や住民税の「障害者控除」の対象になります。

要介護度	障害者控除区分	利用方法
要介護1・2	障害者控除	すでに認定書の発行を受けた人で、要介護度に変化がなく控除額が変わらない場合は、お持ちの認定書で控除ができます。要介護度が変更になり、控除額が変わる場合は、申請すると新しい認定書を発行します。
要介護3・4・5	特別障害者控除	

（注※）身体障害者手帳の1・2級をお持ちの人は、申告の際、身体障害者手帳を提示することで特別障害者控除が受けられます。身体障害者手帳の3～6級をお持ちの人（障害者控除対象者）で、要介護3以上の人は、特別障害者控除が受けられますので、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けてください。また、要介護度が要支援1・2、非該当に変更になった場合は、障害者控除の対象にはなりません。

申請できる人▶12月31日現在、上記の表に該当し、所得税や住民税が課税されている人、または対象者を扶養している家族で、所得税や住民税が課税されている人

申請に必要なもの▶要介護認定を受けている人の介護保険被保険者証

申請受付▶平日午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）に高齢介護課へ。

高齢者などのおむつ費用について要件を満たす人は医療費控除の対象になります

詳しくは☎高齢介護課☎788-4939

対象の人は、医療費の控除を証明する書類とおむつ購入にかかった領収書を確定申告時に提出してください。

対象要件▶要介護認定を受けている人で、要介護認定のための主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度」がB1以上（おむつね寝たきり、または寝たきり状態）で尿失禁が見られる人

申請方法▶かかりつけ医に「おむつ使用証明書」の発行を依頼するか、おむつ費用の医療費控除申請が2年目以降の人は、高齢介護課に「主治医意見書の記載内容確認書」の発行を申請してください。

12月3日～9日は障害者週間です

詳しくは☎障害福祉課☎788-4936

障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加への意欲を高めることを目的として、障害者週間が設けられています。障害のある人が社会の様々な分野で活躍できるようご理解とご協力をお願いします。

●手帳制度

様々な支援事業や制度には、障害のある人のために、医療、福祉サービス、各種減免、手当などがありますが、それらの事業などを利用する際は、次のような手帳の所持を必要とする場合があります。

●身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫などの機能に永続する障害のある身体の部位および1級～6級の障害の程度区分などが記入された手帳です。県が障害認定して、手帳を交付します。



（平成27年度から手帳の色が紺地に金で統一されました。）

●療育手帳

知的障害のある人のための手帳で、障害の程度により④最重度、A重度、B中度、C軽度の4段階に区分されています。専門機関で判定した後、県が手帳を交付します。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある人のための手帳で、障害の程度により1級～3級に区分されています。県が判定した後、手帳を交付します。

●障害者に関するマークについて

障害のある人に配慮した施設・設備であることや、それぞれの障害について分かりやすく表示するため、いろいろなシンボルマークや標示があります。障害のある人々が暮らしやすい社会をつくるために、シンボルマークを使用する一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

<p>障害者のための国際シンボルマーク</p> <p>（濃青の地に白）</p>	<p>ほじょ犬マーク</p> <p>（白地に青）</p>	<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> <p>（青地に白）</p>	<p>身体障害者標識</p> <p>（青地に白）</p>	<p>聴覚障害者のシンボルマーク</p> <p>（明るい緑）</p>
<p>聴覚障害者標識</p> <p>（緑地に黄）</p>	<p>ハート・プラスマーク</p> <p>（青地に白、ハートプラスは赤）</p>	<p>オストメイトマーク</p> <p>（黒地に白）</p>	<p>ヘルプマーク</p> <p>（赤地に白）</p>	<p>▲障害者のシンボルマークについて</p>

●ヘルプカード・ヘルプマークを配布しています

高齢者、障害者、障害や難病のある人など支援の必要な人が、日頃から携帯することで緊急時や災害時などに支援や配慮を求めやすくするカードです。障害者手帳をお持ちでない人でも利用できます。電車・バスの中で、ヘルプマークを付けた人を見かけたら、席をお譲りください。災害時には、安全に避難するための支援をお願いします。

ヘルプカード、ヘルプマークは、障害福祉課の窓口で配布しています。ヘルプカードは、市ホームページからもダウンロードできます。



▲ヘルプカード・ヘルプマークについて

おけがわ情報発信アプリ「おけプッシュ」OKPUSH!

市からの「お知らせ」を利用者のスマホに自動でお届けするアプリです。

「ごみ出しカレンダー」機能が便利に～
ダウンロード無料!

App Store からダウンロード
iPhone (iOS) 端末はこちら

Google Play で手に入れよう
Android 端末はこちら

〈広告〉

令和4年度中学校新入学セール

男子学生服上下・女子制服三つ組み 購入特典

★小学校 卒業式用衣装 無料レンタル(大好評です)

男子ブレザー・ズボン・ネクタイ 女子ブレザー・スカート・リボン
※先着順で貸し出しますので、品切れの場合はご了承ください。

- スポーツバック等プレゼント
- グループ購入特典 (Yシャツ等プレゼント)
- 出張採寸できます (ご希望場所)
- その他特典多数あり

※詳しいパンフレットをご希望の方はお申し出ください。後日郵送いたします。(電話・FAX・E-mail)



▲当店ホームページはこちら

予約・採寸期間

11月27日(土)～
翌年2月23日(水)
まで

11月27日(土)より
予約・採寸開始
※採寸は後日で
構いません。

☆好評販売中!!

桶川市内各小学校
・メッシュ型半袖体育着 ・長袖体操着
各種品揃え

☆令和4年度小学校新入学セール開催
1月6日(木)～3月31日(木)
※初売り1月6日(木)～粗品進呈(数量限定)

学生衣料 **大塚屋**

桶川市南2-6-5
電話 048-771-1048 / FAX 048-771-1201
E-mail: ootsukaya2006@tbc.t-com.ne.jp
営業時間 10:00～19:00 月曜日定休



令和4年度市内小・中学校体育施設を開放します

詳しくは☎スポーツ振興課☎788-4972

市民のスポーツ・レクリエーションの活動の場として、市内小学校の体育館と校庭、中学校の体育館を開放します。説明会を実施し団体間の調整をしますので、必ず代表一人の出席をお願いします。

と き▶令和4年1月25日(火)午後7時

ところ▶サン・アリーナ

対 象▶市内に在住・在学・在勤する人のみで構成された10人以上の責任者が明確になっている

グループまたは団体（登録は1団体1校のみ）※営利目的は使用不可。

※フットサルのグループ・団体は、全ての学校の体育館について利用登録できません。

申込み▶登録希望団体は、令和4年1月7日(金)までに、スポーツ振興課で登録手続きをしてください。

	小学校	中学校
開放校	桶川小、西小、加納小、川田谷小、東小、日出谷小、朝日小	桶川中、東中、西中、加納中
開放する日 および時間(原則)	【体育館】 平日→午後6時～9時 土・日・祝日→午前9時～午後9時	【体育館】 平日→午後7時～9時 土・日・祝日→午後7時～9時
	【校庭】土・日・祝日のみ 5～8月→午前9時～午後7時 9～4月→午前9時～午後5時	

桶川中学校運動場夜間照明設備を利用できます

詳しくは☎スポーツ振興課☎788-4972

登録をしている人は、桶川中学校運動場の夜間照明設備を利用できます。
登録手続き▶平日の午前8時30分～午後5時15分に、直接、スポーツ振興課へ。
利用申請▶サン・アリーナ窓口（☎787-5111）

【受付時間：午前9時～午後9時30分】

期間▶1月8日～12月27日の午後7時～9時（11月～2月の冬季期間は午後6時30分～9時までの内、2時間）

対象▶市内に在住・在学・在勤の人のみで構成された10人以上の責任者が明確になっているグループまたは団体

費用▶全灯5,000千円（軟式野球ができる程度）半灯3,000千円（ソフトボール・サッカーなどができる程度）
※費用は2時間使用の料金です。

今月の納期

固定資産税・都市計画税
【第3期】

国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料
【第6期】

納期限…12月27日
納付は期限内に！

「オケちゃんの年賀はがき」を本紙に中綴じしました

今年も「オケちゃんの年賀はがき」を中綴じしました。おじいちゃんおばあちゃん、親せき、お友達へのあいさつにぜひ利用してください。オケちゃんへの年賀状もお待ちしています。【送り先】へ郵送してください。

年賀はがきのイラストは、市のホームページからダウンロードできます。→



【送り先】〒363-0016
桶川市寿1-11-19
桶川市観光協会 オケちゃん
☎776-8590

年賀状
待ってる
べに～



※万が一、オケちゃんからの返事が届かない時は、市観光協会へご連絡ください。

または

1月1日は固定資産税の賦課期日です

詳しくは☎税務課☎788-4916

固定資産税は、毎年1月1日を基準として賦課される市税です。土地や家屋などの「1月1日現在の所有者」（以下：納税義務者）が納付します。納税通知書は5月上旬に納税義務者へ送付します。そのため、所有権移転や家屋の取り壊しなどにより、通知書を受け取った時点で固定資産を所有していない場合でも、固定資産税は納税義務者が納付します。また、家屋などの新築や増築、取り壊しなどを行い、その後、登記をしない場合には、課税内容が把握できないことがありますので連絡してください。

市内で事業をしている人へ ～償却資産の申告について～

償却資産とは、個人・法人を問わず、土地および家屋以外の事業のために所有されている構築物・機械・器具・備品などを指し、固定資産税の課税対象となります。市内で事業をしている人は、毎年1月1日現在で所有している償却資産を、その年の1月31日までに申告する必要があります。

該当者には、申告書類を12月中に送付しますが、書類が届かなかった場合や不明な点がある場合は連絡してください。なお、申告書は市ホームページからもダウンロードできます。

河川などの異常水質事故防止にご協力をお願いします

詳しくは☎環境課☎788-4924

河川や水路に油や薬品などが流れ、魚や水道水、農業用水の取水に影響が出る異常水質事故が多く発生しています。

年末の大掃除などの際に、不要な塗料や油、農薬などの取り扱いには十分に注意し、絶対に河川や水路、側溝に流さないようお願いします。事故対応の費用は、原因者の負担となります。

異常水質事故を見つけた場合には、速やかに県中央環境管理事務所（☎822-5199）または市環境課に連絡してください。

冬の全国交通安全運動 12/1～14

詳しくは☎安心安全課☎788-4927

『人も車も自転車も安心・安全・埼玉県』

【県内統一重点目標】

- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 夕暮れ時と夜間における歩行者・自転車の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶および危険運転などの防止

【桶川市重点目標】

- 自転車乗用中の交通事故防止
- 交差点での交通事故防止

〈広告〉

地域と共に50余年
新築・リフォーム・外構・塗装・水廻り
住まいのメンテナンス

家のお困りごとはお気軽に！
地域の頼れる大工さんです!!

見積無料

総合建設業
株式会社タケハラ
タケハラ建築設計事務所

〒363-0008 埼玉県桶川市坂田1730-1
TEL.048-775-2662
FAX.048-775-2664

プロリーグで活躍中の選手に習える
バスケットボール教室

基本練習から実践で使えるテクニックまで実践しながら指導します

練習は上尾市周辺の体育館
月会費 6,000円（月4回 18時30分から）

初回体験レッスン 500円
12月末までに入会の方は
入会金（1,000円）無料！

お問い合わせはこちらまで
saitama.wildbears@gmail.com
埼玉ワイルドベアーズ・EXE

〈広告〉

国産品だから安心!
抗菌畳み表取扱店

朝、お預かり、夕方お持ちします。
家具など、荷物の移動無料!

山中畳店

TEL/FAX 048-728-3408 桶川市倉田689-3

養心堂鍼灸指圧治療院

(社)日本小児障がい児支援協会会員
障がい児専門のマッサージ・鍼灸術を行います。
「障害者週間(12/3～9)」の特別企画は下記ホームページをご参照下さい。
http://www.youshindou-shinkyuu.biz
桶川市泉1-9-34 tel.048-871-5124

掲載されている情報は、新型コロナウイルスの影響で、変更になる場合があります。最新の情報は市ホームページ・電話などでご確認ください。

桶川市役所 桶川市教育委員会 ☎786-3211 (代表) ☎786-0336

12月の無料相談

●桶川市役所・教育委員会/☎786-3211(代表) ☎786-0336
●社会福祉協議会/☎728-2221 ☎728-2313

相談	相談員	相談内容	とき	ところ	問合せ
◎法律相談(予約制)	弁護士	相続、金銭・賃貸借、離婚、相続などの法律全般についての相談	12月3日(金)・10日(金)・24日(金)・18日(土) 9:00~12:00 1月7日(金)・14日(金)・21日(金)・28日(金) 14:00~17:00 15日(土) 9:00~12:00	市役所相談室	秘書広報課
◎司法書士相談(予約制)	司法書士	相続、遺言、名義変更、会社設立登記、成年後見、少額民事訴訟(債務整理)などの相談	9日(休) 13:00~16:00 *次回は1月13日(休)	市役所相談室	
◎行政書士相談(予約制)	行政書士	相続、各種契約書、内容証明、会社設立などの手続きの相談、成年後見制度のご案内	1日(休) 13:00~16:00 *次回は1月4日(休)	市役所相談室	
◎不動産相談(予約制)	宅地建物取引主任者	不動産の売買、賃貸借契約などについての相談	22日(休) 13:00~16:00	市役所相談室	
住宅相談	建設団体の相談員	住宅の新築、増改築、修繕、工事、耐震などの相談	18日(土) 9:00~12:00	市役所会議室 電話でも可 ☎786-3211	安心安全課
行政相談	行政相談委員	国、公団・公社などへの要望や苦情についての相談	10日(金) 10:00~12:00 *次回は1月14日(金)	市役所相談室	
多重債務相談	市役所職員	消費者金融などからの借金返済などに困っている人の相談	随時	市役所相談室 直通☎788-4901	安心安全課
暴力団被害相談(予約制)	上尾警察署職員	暴力団により被害を受けたり、困っていることについての相談	随時	市役所相談室	
犯罪被害者相談	市役所職員	犯罪被害に関する総合的相談	市役所窓口(電話でも可)	市役所相談室	人権・男女共同参画課
女性相談(予約制)	県外の専門カウンセラー	女性のためのなんでも相談	13日(月)・27日(月) 10:00~16:00	市役所相談室	
人権相談	人権擁護委員	悩みごと・離婚問題・子どものいじめなどの日常生活でお困りのことの相談	14日(火) 9:00~12:00	市役所旧分行舎	産業観光課
内職相談	内職相談員	内職に関する相談・案内	毎週水・金曜日(祝日を除く) 10:00~15:00 (12:00~13:00を除く)	勤労福祉会館 直通☎773-1121(水・金曜日)	
消費生活相談	消費生活相談員	消費者トラブルや苦情など、消費生活全般についての相談	毎週月~金曜日(祝日を除く) 10:00~15:30 (12:00~13:00を除く)	市役所3階 電話でも可 ☎786-3211	自治文化課
子どもと家庭なんでも相談	子ども家庭支援員	子どもたち自身や親からの、家庭・幼稚園・学校などでの悩みや子育ての相談	毎週月~金曜日(祝日を除く) 8:30~17:15 (12:00~13:00を除く)	子ども未来課窓口 電話でも可 ☎788-4946	子ども未来課
子どものことばや運動面	専門相談員	未就学児の発達についての相談	事前に電話で申し込み、日程調整して決定	児童発達支援センター分室 ☎787-5562	児童発達支援センター分室
教育相談	専門相談員	子どもの教育やしつけについての悩みごと相談	原則毎週月~金曜日(祝日を除く) 9:15~16:30	桶川市教育センター 直通☎786-3237	学校支援課
心配ごと相談	民生委員	さまざまな心配ごとの相談	毎週土曜日(祝日を除く) 13:00~15:00	市役所旧分行舎 直通☎728-2221	社会福祉協議会

※上記相談外での個別相談は、相談料が発生する場合があります。※◎の相談について、一年度に1回のみ受けられます。※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話での対応となることがあります。あらかじめご了承ください。

「認知症サポーター」とは、認知症という病気を正しく理解し、認知症の人とその家族が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができよう支える応援者のことです。講座修了後には『認知症サポーター証』をお渡しします。

とき▼12月20日(月)午前9時15分~10時45分(午前9時から受付)

受講者は5,934人

令和3年10月現在



「認知症ケア相談室」を利用してください

在宅で認知症の人を介護している家族に対し、認知症ケアの具体的な方法についての相談を受けます。家族だけで悩まず、相談してください。対象▼認知症の人(または認知症が疑われる人)を介護している家族が相談を受ける機関▼ねむのき認知症初期集中支援チーム

相談日▼12月10日(金)、令和4年1月14日(金) 午前中(予約制)

※都合が合わない場合は、相談のうえ随時対応します。

申込み・詳しくは▼高齢介護課 ☎788-4938



脳げんき教室

内容▼自宅でできる簡単な体操、クイズなどの脳トレ、おうちの話など

とき▼①令和4年1月12日・19日・26日、2月2日・9日の午後2時~3時30分(午後1時30分から受付)

※全て水曜日、5回コース

②令和4年1月18日・25日、2月1日・8日・15日の午前10時~11時30分(午前9時30分から受付)

※全て火曜日、5回コース

※できるだけ全日程参加してください。

ところ▼①加納公民館 ②保健センター

対象▼65歳以上の市民

定員▼①30人 ②40人【先着順】

持ち物▼飲み物、タオル、筆記用具

※動きやすい服装・靴でお越しください。

※加納公民館会場は運動できる上履き。



3人以上の子どもがいる多子世帯を応援します!

県では、子どもが3人以上いる多子世帯の子育てを応援するため、様々な子育てサービスに利用することができ、「3キユー子育てチケット」を配布しています。

対象▼第3子以降の子どもが生まれた世帯

交付額▼5万円分※使用方法など、詳しくは県ホームページへ。

申請期限▼県ホームページを確認してください。

申込み▼①スマートフォンやパソコンから電子申請

②申請書に必要事項を記入し、世帯全員分の住民票(本籍およびマイナンバー)の記載がないものもしくは養育している3人以上の子どもも全員分の子ども医療費受給資格証のコピーを添付して、郵送で県少子政策課(〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1)へ。

その他▼申請書は、県のホームページからダウンロードできるほか、子ども未来課・子育て支援センターなどで配布しています。

問合せ▼県3キユー子育てチケット事務局 ☎0120-39-3192



音がよろこぶ音の広場

音楽の領域から認知症予防に取り組みましょう。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した方法で実施します。

内容▼昔くちずさんだ童謡や懐かしい昭和の歌謡曲に合わせ、簡単な楽器を使ったリズム活動など

とき▼令和4年1月13日(木)・25日(火)、2月10日(木)・24日(木)、3月10日(木)(5回コース)午後2時~3時(午後1時40分から受付)

ところ▼桶川公民館大集会室

対象▼65歳以上の市民

定員▼20人【先着順】

持ち物▼飲み物、タオル、筆記用具

その他▼受講は、一人につき、年度内1回までです。

申込み・詳しくは▼12月13日(月)午前9時から、電話で、高齢介護課(☎788-4938)へ。



☆交通事故統計☆

— 桶川市内の人身事故 —

(毎年1月からの累計)

	令和3年 9月末	令和2年 9月末	対前年 同月比
件数	123件	158件	△35件
死者数	2人	1人	1人
負傷者数	127人	189人	△62人

自転車も 止まってよく見て 交差点

(広告)

おけがわマイン4F 内科 皮膚科 クリニック

治療内容 高血圧・糖尿病・高脂血症・骨粗しょう症・喘息・各種ワクチン接種
にきび、かぶれ、湿疹、アトピー性皮膚炎、かゆみ、水虫等皮膚科領全般

診療時間 月火水木金土日
午前 9:00~12:30 (土曜は13時まで) ○ ○ ○ / ○ ○ /
午後 14:00~18:00 (皮膚科 14:00~17:30) ○ ○ ○ / ○ ○ /

※受付終了は各診療時間30分前まで | 木曜・土曜午後・日曜・祝日休診

電話・ネット予約受付中 048-786-5200
https://tokyo-mizuho.com/okegawa/
桶川市若宮一丁目5番2号 おけがわマイン4F

お墓のお掃除承ります

19,800円のところ ➡ 14,850円 (税込)

お供え物の処分/墓石・装飾品の清掃/草取

お墓清掃代行ひまわり (リープフォワードグループ)
埼玉県熊谷市飯塚977-2
TEL:048-606-3386

※墓石にしみ込んだ水垢・こけ・シミなどは完全に除去できませんのでご了承下さい。
※埼玉県内限定とさせていただきます。



要予約 地域包括支援センター主催 介護予防教室のご案内



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加できる教室を各地域包括支援センターの担当地域にお住まいの人だけに限定して実施します。

対象▶65歳以上の人 費用▶無料

持ち物▶タオル、飲み物、動きやすい服装、靴、マスク着用

申込み▶12月7日(火)~13日(月)の午前9時から午後5時まで【先着順】に、電話で、各地域包括支援センターへ。

※地域包括支援センタールーエハイムの12月10日(金)の教室の申し込みは、12月9日(木)までです。

注意事項▶教室の参加は、**1か月に1回まで**(12月に1回、1月に1回)とします。教室に参加する場合は、必ず健康チェックを行ってください。

〈おげんきかい (ハートランド)〉

ところ	とき	定員	内容・注意事項	対象地域
ハートランド 会議室 ※上履き持参	12月17日(金) 1月21日(金) 午後1時30分~ 2時30分 (午後1時15分から受付)	15人	オケちゃん健康体操、玄米にぎにぎ体操、タオル体操など ※ タオル(手拭いでも可)を必ず持参してください。玄米棒をお持ちの方は持参してください(貸し出しは行いません)。	東、西、南、北、寿、神明、国道西側の坂田、国道西側の加納

申込み▶地域包括支援センターハートランド(坂田1725) ☎777-7055

〈みんなで健康教室(ルーエハイム)〉

ところ	とき	定員	内容	対象地域
サン・アリーナ ※上履き持参	12月10日(金) 17日(金) 1月14日(金) 28日(金) 午後2時~3時 (午後1時30分から受付)	25人	ストレッチ、100歳体操、健康に関する話	泉、下日出谷、下日出谷西、下日出谷東、若宮、鴨川、朝日

申込み▶地域包括支援センタールーエハイム(若宮1-5-2 おけがわマイン4階) ☎789-2121

〈いきいきくらぶ(桶川市社会福祉協議会)〉

ところ	とき	定員	内容・注意事項	対象地域
加納公民館 ※上履き持参	12月16日(木) 23日(木) 1月13日(木) 20日(木) 午前10時~11時 (午前9時40分から受付)	30人	ストレッチ、転倒予防体操、タオル体操、脳トレなど ※ タオル(手拭いでも可)を使用した体操を行うので、必ず持参してください(汗拭き用のタオル以外に用意してください)。	末広、坂田東、坂田西、篠津、五町台、舎人新田、小針領家、倉田、赤堀、国道東側の坂田、国道東側の加納
東公民館	1月14日(金)	20人		

申込み▶地域包括支援センター桶川市社会福祉協議会(坂田西2-38-1) ☎728-2265

〈スマイルクラブ(ねむのき)〉

ところ	とき	定員	内容	対象地域
川田谷生涯学習センター	12月14日(火) 1月11日(火) 午前10時~11時 (午前9時45分から受付)	25人	体操、コグニサイズ、ストレッチ、健康の話など ※ タオル(手拭いでも可)を使用した体操を行うので、必ず持参してください(汗拭き用のタオル以外に用意してください)。	上日出谷、川田谷

申込み▶地域包括支援センターねむのき(川田谷5830-1) ☎783-5311

桶川市暮らしの総合相談会(無料)

内容▶弁護士・司法書士による法律問題(借金、離婚、相続、贈与、成年後見など)、社会福祉士による生活問題、精神保健福祉士による生活の悩みの個別相談会(同じ経験を持つ相談員との面談も可)

とき▶12月19日(日)午前9時~正午
ところ▶保健センター(鴨川1-4-1)

運営▶夜明けの会(桶川市委託事業)
申込み・問合せ▶事前に夜明けの会(☎774-2862)へ連絡を。
※平日午前10時から午後5時まで。

埼玉県中央広域消防本部 年末年始の火災予防

年末は慌ただしく、年始は気が緩みがちとなります。火の取り扱いには、いつも以上に気をつけ、次の火災予防対策をしましょう。

【火災予防対策】

- ・外出時や寝る前には必ず火の元を確認しましょう。
- ・ストーブの給油は必ず火を消してから行いましょう。
- ・マッチやライターを子どもの手の届くところに置かないようにしましょう。

・放火防止として、建物の周りは整理し可燃物は片付けましょう。
問合せ▶埼玉県中央広域消防本部予防課 ☎048-597-2004

埼玉県中央広域消防本部 応急手当(普通救命講習Ⅰ)講習

内容▶AEDを用いた心肺蘇生法(成人)および大出血時の止血方法など※講習修了者には修了証を交付
とき▶令和4年1月22日(土)午前9時~正午(午前8時45分から受付、WEB講習受講者は9時45分受付)
ところ▶埼玉県中央広域消防本部3階災害対策室(鴻巣市箕田1638-1)

対象▶桶川市、鴻巣市、北本市に在住または在勤で中学生以上の人(再受講可)
定員▶15人【先着順】※定員締切費用▶無料

持ち物▶筆記用具
※WEB講習受講者は、受講証明書(スマートフォン・タブレットPCの画面提示でも可)
その他▶①感染対策として、事前の健康チェック(体温測定)をお願いいたします。健康状態などにより、受講を控えていただくこともあります。
②感染対策として、人工呼吸など一部実施できない項目もあります。

申込み・問合せ▶12月15日(水)~令和4年1月15日(土)に、川里分署(鴻巣市関新田1330-1、☎048-569-4119)へ、電話または直接、申し込みください。

上尾警察署

年末年始特別警戒取り締まり実施

何かとせわしない年の瀬ですが、ちょっとした外出にも自宅や乗り物の施錠を忘れず、盗難被害を防止しましょう。
家族で集まる機会には、振り込め詐欺被害防止策について話し合い、被害を防ぎましょう。
問合せ▶上尾警察署 ☎73-0110

さいたま労働基準監督署

労働保険の加入手続きを忘れていませんか

労働者(パート・アルバイト含む)を一人でも雇用している事業者は、原則として業種・規模に関わらず、労働保険の加入手続きを行わなければなりません。まだ労働保険の手続きを行っていない場合は、さいたま労働基準監督署へ相談してください。
問合せ▶さいたま労働基準監督署 ☎600-4802

上尾税務署

来年の確定申告は自宅のスマホやパソコンから作成・送信を!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、次の方法によりe-Taxで送信(電子申告)できます。

①パソコンから

マイナンバーカードをICカードリーダーライタで読み取り、送信。

また、令和3年分(令和4年1月以降)からは、パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ(マイナンバーカード読取対応)で読み取れば、マイナンバーカードを使って送信可能になります。

②スマホから

「マイナンバーアプリ」をスマホにインストールし、マイナンバーカードをスマホで読み取り、送信。

※マイナンバーカードや対応するスマホを持っていない場合、全国の税務署で発行している「ID・パスワード」を使用した送信も可能です。発行を希望する場合は、本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちのうえ、お近くの税務署へお越しください。

問合せ▶上尾税務署 ☎70-1800 (自動音声がかかりますので「2番」を選択してください。)